

令和元年度
福島町議会定例会
6月会議議案

福島町

議案第 8 号

福島町ふるさと応援基金条例の一部改正について

福島町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 6 月 2 0 日提出

福島町長 鳴海 清春

福島町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例

福島町ふるさと応援基金条例（平成 1 8 年福島町条例第 1 号）の一部を次のように改正する

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第 1 条 この条例は、 _____ _____ _____ _____ _____ 寄 付金を財源として、寄付者の社会的 投資を具体化することにより、多様 な人々の参加による個性あるふる さとづくりのため、福島町ふるさと 応援基金(以下「基金」という。)を設 置する。</p> <p>(事業の区分)</p> <p>第 2 条 前条に規定する寄付者の社 会的投資を具体化するための事業 は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p>	<p>(設置)</p> <p>第 1 条 この条例は、<u>ふるさと納税制 度(地方税法等の一部を改正する法 律(平成 20 年法律第 21 号)により設 けられた個人の道府県民税及び市 町村民税に関する寄付金に係る控 除の特例をいう。)</u>を活用して<u>福島 町を応援するために寄せられた</u>寄 付金を財源として、寄付者の社会的 投資を具体化することにより、多様 な人々の参加による個性あるふる さとづくりのため、福島町ふるさと 応援基金(以下「基金」という。)を設 置する。</p> <p>(事業の区分)</p> <p>第 2 条 前条に規定する寄付者の社 会的投資を具体化するための事業 は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p>

<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(処分)</p> <p>第7条 基金は、第2条に掲げる事業に充てる場合_____に限り、その全部又は一部を処分することができる。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>(5) 前各号に掲げるものの他、まちづくりのために必要と認められる事業</p> <p>(処分)</p> <p>第7条 基金は、第2条に掲げる事業に充てる場合の他、次に掲げる経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。</p> <p>(1) 寄付者への地元特産品等の贈呈、サービスの提供等に要する経費</p> <p>(2) ふるさと納税制度の運用に要する経費</p>
--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

議案第9号

福島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正について

福島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年6月20日提出

福島町長 鳴海 清春

福島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

福島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成27年福島町条例第14号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第1条～第9条(略) (職員) 第10条(略) 2 (略) 3 放課後児童支援員は、次のいずれかに該当するものであって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 (1)～(4)略 (5)学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する過程を修めて卒業した者。 (6)～(10) (略) 4～5 (略) 第11条～第21条(略)	第1条～第9条(略) (職員) 第10条(略) 2 (略) 3 放課後児童支援員は、次のいずれかに該当するものであって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 (1)～(4)略 (5)学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する過程を修めて卒業した者。 <u>(当該学科又は当該過程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)</u> (6)～(10) (略) 4～5 (略) 第11条～第21条(略)

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

議案第10号

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年6月20日提出

福島町長 鳴海 清春

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年福島町条例第36号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第1条～第14条(略) (利率) 第15条 災害援護資金は措置期間中は無利子とし措置期間経過後は、その利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。	第1条～第14条(略) (利率) 第15条 災害援護資金は措置期間中は無利子とし措置期間経過後は、その利率を延滞の場合を除き年3パーセント 以内で町長が定める率 とする。
第16条～第17条(略)	第16条～第17条(略)

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

議案第 11 号

福島町過疎地域自立促進市町村計画の変更について

福島町過疎地域自立促進市町村計画を変更したいので、過疎地域自立促進特別措置法第 6 条第 1 項の規定に基づき議会の議決を求める。

令和元年 6 月 20 日提出

福島町長 鳴海 清春

1. 福島町過疎地域自立促進市町村計画（令和元年 6 月改定版）
（平成 28 年度～令和 2 年度）

福島町過疎地域自立促進市町村計画 新旧対照表

事業計画（平成28年度～令和2年度）

変更前		変更後	
20頁		20頁	
自立促進計画 2 産業の振興	事業名 (10)その他	事業内容 (略)	事業主体 (略)
			観光情報発信事業 ・観光ホームページ制作、PRノベルティ購入
24頁		24頁	
自立促進計画 3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	事業名 (1)市町村道路	事業内容 (略)	事業主体 (略)
		丸山団地道路整備事業 ・L=149.0m、W=5.0m	町
		(略)	(略)
	(12)その他	地域間幹線系統松前本古内線バス車庫更新事業 ・バス車庫の更新に伴う沿線自治体助成金	その他

福島町過疎地域自立促進市町村計画 新旧対照表

事業計画（平成28年度～令和2年度）

変更前		変更後																																									
28頁	<table border="1"> <thead> <tr> <th>自立促進計画</th> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> <th>事業主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">4 生活環境の整備</td> <td rowspan="4">(1) 水道施設 上水道</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4 生活環境の整備</td> <td rowspan="2">(5) 消防施設</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	自立促進計画	事業名	事業内容	事業主体	4 生活環境の整備	(1) 水道施設 上水道	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	4 生活環境の整備	(5) 消防施設	(略)	(略)			29頁	<table border="1"> <thead> <tr> <th>自立促進計画</th> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> <th>事業主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">4 生活環境の整備</td> <td rowspan="4">(1) 水道施設 上水道</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>美山浄水場前処理施設整備事業 ・実施設計 ・前処理施設整備工事</td> <td>町</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4 生活環境の整備</td> <td rowspan="2">(5) 消防施設</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>耐震性貯水槽新設事業 ・宮城地区耐震性貯水槽新設</td> <td>広域 事務 組合</td> </tr> </tbody> </table>	自立促進計画	事業名	事業内容	事業主体	4 生活環境の整備	(1) 水道施設 上水道	(略)	(略)	美山浄水場前処理施設整備事業 ・実施設計 ・前処理施設整備工事	町	(略)	(略)	(略)	(略)	4 生活環境の整備	(5) 消防施設	(略)	(略)	耐震性貯水槽新設事業 ・宮城地区耐震性貯水槽新設	広域 事務 組合
自立促進計画	事業名	事業内容	事業主体																																								
4 生活環境の整備	(1) 水道施設 上水道	(略)	(略)																																								
		(略)																																									
		(略)	(略)																																								
		(略)	(略)																																								
4 生活環境の整備	(5) 消防施設	(略)	(略)																																								
自立促進計画	事業名	事業内容	事業主体																																								
4 生活環境の整備	(1) 水道施設 上水道	(略)	(略)																																								
		美山浄水場前処理施設整備事業 ・実施設計 ・前処理施設整備工事	町																																								
		(略)	(略)																																								
		(略)	(略)																																								
4 生活環境の整備	(5) 消防施設	(略)	(略)																																								
		耐震性貯水槽新設事業 ・宮城地区耐震性貯水槽新設	広域 事務 組合																																								

議案第 1 2 号

北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合格約を次のとおり変更する。

令和元年 6 月 2 0 日提出

福島町長 鳴海 清春

北海道市町村職員退職手当組合格約の一部を変更する規約

北海道市町村職員退職手当組合格約（昭和 3 2 年 1 月 2 3 日 3 2 地第 1 7 5 号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表（2）一部事務組合及び広域連合の表空知管内の項中「、北空知葬斎組合」を削り、同表日高管内の項中「、日高地区交通災害共済組合」を削り、同表十勝管内の項中「、池北三町行政事務組合」を削る。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

議案第 13 号

北海道市町村総合事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を次のように変更する。

令和元年 6 月 20 日提出

福島町長 鳴海 清春

北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

北海道市町村総合事務組合規約（平成 31 年 2 月 22 日市町村第 1877 号指令）の一部を次のように変更する。

別表第 1 空知総合振興局（33）の項中「（33）」を「（32）」に改め、「、北空知葬斎組合」を削り、同表日高振興局（16）の項中「（16）」を「（15）」に改め、「、日高地区交通災害共済組合」を削り、同表十勝総合振興局（24）の項中「（24）」を「（23）」に改め、「、池北三町行政事務組合」を削る。

別表第 2 の 9 の項中「、北空知葬斎組合」、「、日高地区交通災害共済組合」及び「、池北三町行政事務組合」を削る。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。

議案第 1 4 号

北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約を次のとおり変更する。

令和元年 6 月 2 0 日提出

福島町長 鳴海 清春

北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の一部を変更する規約

北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約（昭和 4 3 年 5 月 1 日地方第 7 2 2 号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表第 1 中「池北三町行政事務組合」、「日高地区交通災害共済組合」、「十勝環境複合事務組合」及び「北空知葬斎組合」を削る。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

議案第15号

令和元年度福島町一般会計補正予算（第2号）

令和元年度福島町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ70,860千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,865,903千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年6月20日提出

福島町長 鳴海 清春

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
12 国 庫 支 出 金		249,145	4,134	253,279
	2 国 庫 補 助 金	131,716	4,134	135,850
15 寄 付 金		1,100	10,000	11,100
	1 寄 付 金	1,100	10,000	11,100
16 繰 入 金		376,035	53,814	429,849
	2 基 金 繰 入 金	376,032	53,814	429,846
18 諸 収 入		63,144	2,912	66,056
	5 雑 入	40,830	2,912	43,742
歳 入 合 計		3,795,043	70,860	3,865,903

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		367,371	46,679	414,050
	1 総 務 管 理 費	269,217	30,095	299,312
	7 財 政 基 金 費	47,210	16,584	63,794
3 民 生 費		468,457	2,443	470,900
	2 児 童 福 祉 費	98,953	2,443	101,396
4 衛 生 費		353,651	4,534	358,185
	1 保 健 衛 生 費	119,670	4,534	124,204
6 農 林 水 産 業 費		161,804	2,163	163,967
	1 農 業 費	10,406	281	10,687
	2 林 業 費	65,455	1,882	67,337
7 商 工 費		96,211	439	96,650
	1 商 工 費	96,211	439	96,650
8 土 木 費		425,654	5,650	431,304
	2 道 路 橋 梁 費	208,336	2,150	210,486
	4 都 市 計 画 費	14,640	3,500	18,140
9 消 防 費		230,302	5,277	235,579
	1 消 防 費	230,302	5,277	235,579

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教 育 費		252,274	1,229	253,503
	1 教 育 総 務 費	111,656	603	112,259
	2 小 学 校 費	28,231	108	28,339
	4 社 会 教 育 費	20,033	20	20,053
	5 保 健 体 育 費	78,326	498	78,824
12 諸 支 出 金		217,394	2,446	219,840
	2 特別会計繰出金	213,894	2,446	216,340
歳 出 合 計		3,795,043	70,860	3,865,903

歲入歲出預算事項別明細書

歳入歳出予算補正事項別明細書

1 総括(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
12 国庫支出金	249,145	4,134	253,279
15 寄付金	1,100	10,000	11,100
16 繰入金	376,035	53,814	429,849
18 諸収入	63,144	2,912	66,056
歳入合計	3,795,043	70,860	3,865,903

歳入歳出予算補正事項別明細書

総括(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2 総務費	367,371	46,679	414,050	1,616		40,950	4,113
3 民生費	468,457	2,443	470,900	1,584			859
4 衛生費	353,651	4,534	358,185	934		600	3,000
6 農林水産業費	161,804	2,163	163,967				2,163
7 商工費	96,211	439	96,650				439
8 土木費	425,654	5,650	431,304				5,650
9 消防費	230,302	5,277	235,579			2,312	2,965
10 教育費	252,274	1,229	253,503				1,229
12 諸支出金	217,394	2,446	219,840				2,446
歳出合計	3,795,043	70,860	3,865,903	4,134		43,862	22,864

歳

入

2 歳 入

1 2 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務費国庫補助金	921	1,616	2,537	2 社会保障・税 番号制度シス テム整備費補 助金	1,616	中間サービス分社会保障・税番号制度システム整備費補助金 1,616
2 民生費国庫補助金	5,209	1,584	6,793	2 児童福祉費補 助金	1,584	子ども・子育て支援事業費補助金 1,584
3 衛生費国庫補助金	105	934	1,039	1 保健衛生費補 助金	934	疾病予防対策事業補助金 934
計	131,716	4,134	135,850			

1 5 款 寄付金

1 項 寄付金

2 総務寄付金	1,000	10,000	11,000	1 一般寄付金	10,000	ふるさと応援寄付金 10,000
計	1,100	10,000	11,100			

1 6 款 繰入金

2 項 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	251,597	22,864	274,461	1 財政調整基金 繰入金	22,864	財政調整基金繰入金 22,864
4 ふるさと応援基金繰入金	4,650	5,950	10,600	1 ふるさと応援 基金繰入金	5,950	ふるさと応援基金繰入金 5,950

16款 繰入金
2項 基金繰入金
(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
7 がんばる地元企業等応援基金繰入金	40,000	25,000	65,000	1 がんばる地元企業等応援基金繰入金	25,000	がんばる地元企業等応援基金繰入金	25,000
計	376,032	53,814	429,846				

18款 諸収入
5項 雑入

1 雑入	38,568	2,912	41,480	9 雑入	2,912	いきいきふるさと推進事業助成金 市町村防災・減災対策事業推進交付金	1,450 1,462
計	40,830	2,912	43,742				

歳

出

3 歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節 区分	金額	説明
				特 国道支出金	財 地方債	源 その他			
1 一般管理費	94,025	45	94,070			45	19 負担金・補助 及び交付金	町内会連合会助成費 19 任意団体助成金 45	
6 企画費	12,648	4,750	17,398		5,950 繰入金	1,200	8 報償費 11 需用費 12 役務費 13 委託料 14 使用料及び賃 借料	ふるさと応援基金運営費 4,750 8 ふるさと応援寄付者特産品贈呈品代 1,800 11 印刷製本費 50 12 通信運搬費 600 12 各種手数料 400 13 ふるさと納税運用業務委託料 1,000 14 ふるさと納税ポータルサイト等利用料 900	
8 町民運動対 策費	264	45	219			45	19 負担金・補助 及び交付金	町民運動対策費 19 任意団体助成金 45 内訳 コミュニティ運動推進協議会助成金 45	
13 電子計算費	24,233	0	24,233	1,616 国庫支出金		1,616		財源繰替えによる	

3 款 民生費
2 項 児童福祉費
(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節 区分	金額	説明
				特 国庫支出金	定 地方債	財 源 その他			
1 児童福祉総務費	4,239	1,584	5,823	1,584 国庫支出金			13 委託料	1,584 児童福祉総務費 13 子ども・子育て支援システム改修委託料 1,584	
3 保育所費	36,122	859	36,981			859	19 負担金・補助 及び交付金	859 保育所費 19 広域入所負担金 859	
計	98,953	2,443	101,396	1,584	0	859			

4 款 衛生費
1 項 保健衛生費

1 保健衛生総務費	6,423	1,200	7,623		600 諸収入	600	19 負担金・補助 及び交付金	1,200 いきいき健康ふくしま 2 1 推進事業費 1,200 19 健康フェスティバル記念大会開催助成金 1,200
2 予防費	20,791	2,252	23,043	934 国庫支出金		1,318	11 需用費 12 役務費	2,252 予防費 11 印刷製本費 108 12 通信運搬費 18 12 審査支払手数料 51

4 款 衛生費
1 項 保健衛生費
(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		明
				特 国 道 支 出 金	地 方 債	財 源 の 他	区 分	金 額	
9 温泉健康保 養センター 管理運営費	51,452	1,082	52,534				13 委託料 19 負担金・補助 及び交付金	1,908 167	風しん追加対策抗体検査委託料 847 風しん追加対策予防接種委託料 278 風しんクーポン券作成業務委託料 783 風しん追加対策抗体検査助成金 69 風しん追加対策予防接種助成金 98
						1,082	11 需用費	1,082	温泉健康保養センター管理運営費 1,082 11 修繕費 1,082
計	119,670	4,534	124,204	934	0	600			

6 款 農林水産業費
1 項 農業費

3 農業振興費	7,553	281	7,834			281	19 負担金・補助 及び交付金	281	農業振興費 281 19 各種負担金 281
計	10,406	281	10,687	0	0	281			

6 款 農林水産業費
2 項 林業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説	明
				特 国 道 支 出 金	地 方 債	財 源 の 他	区 分	金 額		
1 林業総務費	1,951	1,882	3,833			1,882	13 委託料	1,869	林業総務費 13 林地台帳精査業務委託料 19 加入団体負担金	1,882 1,869 13
計	65,455	1,882	67,337	0	0	1,882	19 負担金・補助 及び交付金		内訳 北海道造林協会負担金	13

7 款 商工費
1 項 商工費

2 商工振興費	36,409	258	36,667			258	19 負担金・補助 及び交付金	258	商工振興費 19 福島町商工会補助金	258 258
3 観光費	27,708	181	27,889			181	9 旅費	181	地域おこし協力隊事業費 9 普通旅費	181 181
計	96,211	439	96,650	0	0	439				

8 款 土木費

2 項 道路橋梁費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		明
				特 国道支出金	財 定 地方	源 価 そ の 他	区 分	金 額	
4 道路新設改良費	78,700	2,150	80,850			2,150	17 公有財産購入費	2,150	町道みどり町線整備事業費 17 町道みどり町線用地購入費
計	208,336	2,150	210,486	0	0	2,150			

8 款 土木費

4 項 都市計画費

2 公園費	7,971	500	8,471			500	11 需用費	500	新緑公園外維持管理事業費 11 修繕費
3 住環境整備事業費	6,404	3,000	9,404			3,000	19 負担金・補助及び交付金	3,000	空家等対策支援事業費 19 空家等除却補助金
計	14,640	3,500	18,140	0	0	3,500			

9 款 消防費

1 項 消防費

1 災害対策費	6,487	5,277	11,764			2,965	13 委託料	3,311	災害対策費 18 防災用備品購入費
							諸収入		
						2,312			
						2,965			
						2,965			

9 款 消防費
1 項 消防費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		明
				特 国 道 支 出 金	財 地 方 債 所 の 他	源 一 般 財 源	区 分	金 額	
							18 備品購入費	1,966	3,311
							13 防災マップ作成業務委託料		3,311
計	230,302	5,277	235,579	0	2,312	2,965			

10 款 教育費
1 項 教育総務費

1 教育委員会 費	25,919	420	26,339			420	19 負担金・補助 及び交付金	420	420
									福島商業高等学校存続対策費 19 福島商業高等学校海外研修事前視察支援助成金 420
2 事務局費	12,021	183	12,204			183	9 旅費	183	183
									A L T 招致費 9 A L T 旅費 183
計	111,656	603	112,259	0	0	603			

10 款 教育費
2 項 小学校費

1 学校管理費	28,231	108	28,339			108	13 委託料	108	108
									各学校校舍繕事業費

10款 教育費
2項 小学校費
(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特 国 道 支 出 金	地 方 債 の 他	源 所 の 他	区 分	金 額	
計	28,231	108	28,339	0	0	0	108		13 植生及び樹木管理委託料 108

10款 教育費
4項 社会教育費

1 社会教育総務費	14,412	20	14,432	20				19 負担金・補助及び交付金	20 地域おこし協力隊事業費 19 各種負担金 20
計	20,033	20	20,053	0	0	0	20		

10款 教育費
5項 保健体育費

5 ファミリースポーツ公園管理費	7,050	498	7,548	498				18 備品購入費	498 ファミリースポーツ公園管理費 18 管理用備品購入費 498
計	78,326	498	78,824	0	0	0	498		

1 2 款 諸支出金
2 項 特別会計繰出金
(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説	明
				特 国 道 支 出 金	定 地 方 債	財 所 の 他	区 分	金 額		
1 繰出金	213,894	2,446	216,340				28 繰出金	2,446	繰出金 28 浄化槽整備特別会計繰出金	2,446 2,446
計	213,894	2,446	216,340	0	0	0				

議案第16号

令和元年度福島町浄化槽整備特別会計補正予算（第1号）

令和元年度福島町の浄化槽整備特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,512千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44,610千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和元年6月20日提出

福島町長 鳴海 清春

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		1,396	174	1,570
	1 分 担 金	1,396	174	1,570
3 国庫支出金		3,326	292	3,618
	1 国庫補助金	3,326	292	3,618
4 繰入金		18,948	2,446	21,394
	1 他会計繰入金	18,948	2,446	21,394
5 町 債		13,200	1,600	14,800
	1 町 債	13,200	1,600	14,800
歳入合計		40,098	4,512	44,610

第1表 歳入歳出予算補正

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 浄化槽整備事業費		32,442	4,512	36,954
	2 浄化槽整備費	22,226	4,512	26,738
歳出合計		40,098	4,512	44,610

第2表 地方債補正（変更）

(単位：千円)

起債の目的	補正		補正		後	
	補限度額	起債の方法	起債の方法	利率	起債の方法	償還の方法
下水道事業債	6,600	普通貸借又は証券発行	3.0%以内		左に同じ	左に同じ
過疎対策事業債	6,600				7,400	
					7,400	

償還の方法
 政府資金についてはその融資条件による。
 銀行その他の資金については、貸付先と協議して定める。
 ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは、繰上償還又は低利に借換えすることができるとする。

歲入歲出預算事項別明細書

歳入歳出予算補正事項別明細書

1 総括(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金	1,396	174	1,570
3 国庫支出金	3,326	292	3,618
4 繰入金	18,948	2,446	21,394
5 町債	13,200	1,600	14,800
歳入合計	40,098	4,512	44,610

歳入歳出予算補正事項別明細書

総括(歳出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1 浄化槽整備事業費	32,442	4,512	36,954	292	1,600	2,620	
歳出合計	40,098	4,512	44,610	292	1,600	2,620	

歳

入

2 歳入

1 款 分担金及び負担金 1 項 分担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
1 浄化槽整備事業費分担金	1,396	174	1,570	1 浄化槽整備事業費分担金	174	浄化槽設置工事費分担金	174
計	1,396	174	1,570				

3 款 国庫支出金

1 項 国庫補助金

1 浄化槽市町村整備推進事業費国庫補助金	3,326	292	3,618	1 循環型社会形成推進交付金	292	循環型社会形成推進交付金	292
計	3,326	292	3,618				

4 款 繰入金

1 項 他会計繰入金

1 一般会計繰入金	18,948	2,446	21,394	1 一般会計繰入金	2,446	一般会計繰入金	2,446
計	18,948	2,446	21,394				

5款 町債
1項 町債

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 下水道債	13,200	1,600	14,800	1 下水道事業債	800	下水道事業債	800
				2 過疎対策事業債	800	過疎対策事業債	800
計	13,200	1,600	14,800				

歳

出

3 歳 出

1 款 浄化槽整備事業費

2 項 浄化槽整備費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説	明
				特 国庫支出金	定 地方債	財 源 その他	区 分	金 額		
1 浄化槽整備 推進事業費	22,226	4,512	26,738	292	1,600	2,620	12 役務費	12	浄化槽整備推進事業費	4,512
				国庫支出金	町債	分担金及び 負担金	15 工事請負費	4,500	12 各種手数料	12
						繰入金 174 2,446			15 浄化槽設置工事費	4,500
計	22,226	4,512	26,738	292	1,600	2,620				
										0

報告第2号

福島町議会一般質問等答弁事項進捗状況調査の報告について

福島町議会一般質問等答弁事項進捗状況調査実施要綱第5条の規定により報告する。

令和元年6月20日提出

福島町長 鳴海 清春

- 1 答弁指定事項進捗状況調査調書（別冊のとおり）